

令和四年八月三日提出
質問第二一一号

英国およびフランスに保管されている日本が保有するプルトニウムの利用計画に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

英国およびフランスに保管されている日本が保有するプルトニウムの利用計画に関する質問主

意書

我が国は過去、英国とフランスに原子力発電所から出る使用済み燃料の再処理を委託してきた。その結果、原子力委員会の報告によれば、二〇二二年末現在、英国に約二十一・八トン、フランスに約十四・八トンのプルトニウムを保有している。

一方、二〇一八年七月三十一日に原子力委員会が決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」においては、我が国のプルトニウム保有量を減少させることとし、「再処理等の計画の認可（再処理等拠出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」こと、「再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限」とすること、「事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む」といった方針がしめされている。

現在、英国にはMOX燃料工場が存在せず、英国に保有するプルトニウムは消費できない状況である。そのため、プルサーマルを実施している原子力事業者が海外に保有するプルトニウムのうち英国分を、当面、

プルサーマル発電できない事業者のフランス保有分と交換することで、フランスにあるプルトニウム保有量の削減をはかる計画となっている。

一 現在、原子力事業者が進めている、フランスにあるプルトニウム在庫量の削減を図る方針では、英国のプルトニウム在庫量を削減することはできない。国は、英国のプルトニウム在庫量削減をどのように行うのか。

二 六ヶ所再処理工場の運転の認可にあたっては、実際に削減できた分と同等量以下を分離するよう認可することになるか。

右質問する。